

アウン・ニン・ウー・ミャンマー投資委員会（MIC） 事務局長 兼 計画財務省投資企業管理局(DICA)局長の小林洋一・日本メコン 地域経済委員会委員長・表敬訪問 発言概要

1. 日時：2017年5月31日（水）午前9時10分～9時50分

2. 場所：日本商工会議所役員会議室

3. 主な出席者

◇ ミャンマー側：別添名簿参照

◇ 日メコン委員会側：小林洋一委員長、猫島明夫共同委員長、大下英和事務総長

4. 当日の主な発言

ウーMIC 事務局長兼 DICA 局長

● 日本商工会議所からの要望について

➤ 日本商工会議所（以下、日商）は、ミャンマー政府に事業環境の改善を働きかけるなど、様々な形でミャンマーの政府と経済界を支援してくれている。今年1月の、三村会頭を団長とするミッションがミャンマーを訪問された際に政府に提出した要望書は、自分も何度も読んだ。「インフラ開発」「規制改革」「中小企業」「人材育成」を取り扱っている内容であり、政府、とりわけMICに対して有益な提案であるにとらえている。

➤ 「インフラ開発」は、ミャンマーの発展にとって一番重要である。JICA、ADBの支援も受け現在、PPPのための枠組みを策定している。

➤ 「規制改革」について、投資法は改定を進めた。また、会社法は現在、議会にはかかっていて、承認待ちであり、順調に進めば今年末に成立するだろう。

➤ 「中小企業」ならびに「人材育成」について、MICでは中小企業の発展のために障壁を取り除くことを推進している。人材育成については間接的に関与している。

● 新しい投資法について

➤ 目的は、内外の企業にとって同一の競争条件をつくることを目指す、手続きの合理化を図りビジネスにとっての負担をできる限り減らす、法令順守のコストを削減する、ということだ。これによりすべての投資家にとって、ミャンマーへの投資を容易にする。

➤ 以前は外国企業と国内企業に分けて2つ、投資法があり、このときはMICから許可を得ることも難しかったと捉えている。

➤ 以前の投資法と比べての主要な変化は、全ての投資案件について、必ずしもMICの審査・承認を受ける必要が無くなった。ほとんどの企業については、許認可を得ることなく、自動的な形で投資を行っていただける。MICの承認を得る必要がない企業であっても長期にわたって土地を

賃借したい、あるいは優遇策を受けたい場合には、新投資法のもとで **endorsement** を受けてもらう。新しい制度は透明度が高く、MIC の許可は 60 日以内に下りる仕組みとなっている。**endorsement** については申請をしてから 1 か月以内に **endorsement** が行われる。

- ▶ もう一つ、新投資法における重要なメッセージとして申し上げたいことは、投資家にとってより良い保護が受けられるということだ。以前の投資法のもとでは完全な形での企業の保護は行われていなかった。新しい投資法のもとでは、国有化、事業の停止だけでなく強制収容についても規定が変わった。もし、政府が強制収容をすることになった場合、迅速そして十分な額で効果的な補償が企業に与えられるという規定が入った。
- ▶ 以前の投資法では **Tax Holiday** も一律に 5 年間と決まっていた。新投資法では立地場所によって期限が異なり、国を 3 つのゾーンに分け、第一ゾーンは 7 年間、第二ゾーンは 5 年間、第三ゾーンは 3 年間、となる。
- ▶ 本国送金についても明確な手続きが定められた。
- ▶ また、新投資法の重要な規定として、苦情処理の仕組みに関するものがある。手続きについて異議申し立てしたい投資家は、苦情を申請できる仕組みができた。以前の投資法は、単に法令順守としか規定していなかったが、今回は法令順守とともに苦情処理の制度が MIC のもとでできた。
- ▶ 実施規則も閣議で 3 月に決定された。その後も、どのように法律を施行すべきかといういくつかの通知も出されている。
- ▶ 新投資法の内容をはじめ、疑問点があれば、遠慮なく、MIC に問い合わせしてほしい。また、MIC の HP はほぼ毎日更新し、新投資法の日本語訳も掲載しているので確認してほしい。日商のメンバーを、ぜひ支援したいと考えている。いつでも MIC に連絡を取ってほしい。そして日本には、3 年以内に、ミャンマーに対する **Top3** の投資国となってほしい。

小林委員長

- ウー局長から詳細な説明をうかがえた。日商の提案を十分に勘案していただき、透明性と公平性、簡素化という点で新投資法がうまく機能すると確信している。さらに多くの日本企業がミャンマーに投資するよう、いまお聞きしたインセンティブや簡素化のみならず、地域ごとの **Tax Holiday**、また輸出税はどうか、輸入税はどうか、あるいは土地の取得はどうかなどいろいろな疑問もあると思われるので、東京・大阪で行われる新投資法についてのセミナーでぜひ活発な意見交換をしていただきたい。
- 質問だが、MIC はヤンゴンにはオフィスはあるのか？

ウーMIC 事務局長兼 DICA 局長

- MIC の本部はヤンゴンにあり、ネピドーには支部がある。支部としてはいま、全国に 12 のオフィスがあるが、来月にはカチン州、また 9 月には西部でも 2 つ、それぞれ支部が開設され、MIC の支部はすべての州と管区に置かれることになる。

以上